

○和歌山県営住宅条例施行規則

平成9年10月9日

規則第95号

改正 平成12年3月31日規則第83号

平成12年10月24日規則第177号

平成13年3月30日規則第37号

平成14年3月29日規則第45号

平成17年1月28日規則第3号

平成18年3月31日規則第45号

平成19年10月1日規則第85号

平成21年5月1日規則第49号

平成24年3月23日規則第8号

平成25年3月29日規則第42号

平成26年2月21日規則第9号

平成26年9月30日規則第56号

平成27年3月3日規則第4号

平成28年3月31日規則第45号

和歌山県営住宅条例施行規則を次のように定める。

和歌山県営住宅条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号。以下「条例」という。)第58条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(整備基準)

第1条の2 条例第3条の2第4号の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

(平24規則8・追加)

(入居者資格)

第1条の3 条例第6条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度

が次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じ当該アからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第六項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症に該当するもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
  - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
  - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (9) 平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号)第8条第1項に規定する支援対象地域(平成25年10月11日に

おける当該地域をいう。)に居住していた者

2 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 知事は、入居の申込みをした者が第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

4 条例第6条第2号アの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者にアからウまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次の(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ当該(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの

(ア) 身体障害 第1項第2号アに規定する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が第1項第3号に規定する程度であるもの

ウ 第1項第4号、第6号又は第7号に該当する者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(平24規則8・追加、平25規則42・平26規則9・平26規則56・平27規則4・一部改正)

(県営住宅の指定)

第1条の4 条例第6条第1号ただし書の規則で定める県営住宅は、最近1年間における当該県営住宅に係る入居者を募集した戸数に対する条例第8条の規定により入居の申込みをした者の数の割合が低倍率であるものとして知事が別に定める割合未満であるものその他知事が別に定めるものとする。

(平24規則8・追加)

(入居の申込み)

第2条 条例第8条(条例第47条において準用する場合を含む。)の規定による入居の申込みは、

県営住宅入居申込書(別記第1号様式)を知事に提出して行わなければならない。

2 前項の県営住宅入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が入居者の募集を行う場合において、県営住宅入居申込書への当該書類の添付を求めないことと決定したときは、入居予定者と決定された後に当該書類を提出するものとする。

- (1) 入居しようとする者及び同居させようとする者全員の収入(条例第2条第4号に規定する収入をいう。以下同じ。)を証明する書類
- (2) 入居しようとする者及び同居させようとする者全員の住民票の写し
- (3) 同居させようとする者が婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者である場合にあっては、その事実を証明する書類
- (4) 入居しようとする者が第1条の3第1項各号のいずれかに該当する者である場合又は被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等である場合にあっては、その事実を証明する書類
- (5) 入居しようとする者及び同居させようとする者について第1条の3第4項で定める場合にあっては、その事実を証明する書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

(平12規則177・平13規則37・平24規則8・平26規則56・一部改正)

(特別の事情があると認められる者)

第2条の2 条例第9条第2項第9号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 条例第5条第5号又は第6号に掲げる事由に係る者及び第1条の3第1項第9号に該当する者
- (2) 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号)による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第170号)附則第6条の規定による廃止前の雇用能力・開発機構法(平成11年法律第20号)附則第11条第1項に規定する宿舍の廃止に伴い、当該宿舍を退去した者

(平13規則37・追加、平19規則85・平27規則4・平28規則45・一部改正)

(入居決定者に対する通知)

第3条 条例第10条第2項(条例第47条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、県営住宅入居者決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(請書)

第4条 条例第12条第1項第1号(条例第47条において準用する場合を含む。)に規定する請書

は、県営住宅の入居の請書(別記第3号様式)によるものとする。

- 2 前項の県営住宅の入居の請書には、入居決定者の印鑑登録証明書並びに連帯保証人の印鑑登録証明書及びその収入を証明する書類その他知事が連帯保証人について次条に規定する資格を具備するか否かについて審査するために必要があると認める書類を添付しなければならない。

(連帯保証人)

第5条 条例第12条第1項第1号(条例第47条において準用する場合を含む。)の規則で定める資格を有する連帯保証人は、次の各号(知事が特に認める場合にあつては、第2号及び第3号)の資格を具備する者でなければならない。

- (1) 入居決定者の親族であること。
- (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 確実な保証能力を有すると知事が認める者であること。

(平12規則83・一部改正)

(連帯保証人の変更の承認)

第6条 入居者は、連帯保証人が死亡したとき、連帯保証人が前条に規定する資格を欠くに至ったときその他連帯保証人を変更する必要があるときは、直ちに、新たに前条に規定する資格を具備する連帯保証人を定めて知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による知事の承認を受けようとする入居者は、新たな連帯保証人の連署する県営住宅連帯保証人変更承認申請書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の県営住宅連帯保証人変更承認申請書には、新たな連帯保証人となるべき者の印鑑登録証明書及びその収入を証明する書類その他知事が連帯保証人について前条に規定する資格を具備するか否かについて審査するために必要があると認める書類を添付しなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による承認をしたときは、当該承認の申請を行った入居者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(連帯保証人の住所等の変更の届出)

第7条 入居者は、連帯保証人の住所若しくは氏名又はその勤務先が変更されたときは、直ちに県営住宅連帯保証人住所等変更届出書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(入居可能日の通知)

第8条 条例第12条第5項(条例第47条において準用する場合を含む。)の規定による県営住宅への入居可能日の通知は、県営住宅入居可能日通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(入居届)

第9条 条例第12条第7項(条例第47条において準用する場合を含む。)の規定による県営住宅に入居した旨の届出は、県営住宅入居届出書(別記第7号様式)により行わなければならない。

2 前項の県営住宅入居届出書には、入居者及びその同居者全員が記載された住民票の写しを添付しなければならない。

(同居の承認)

第10条 条例第13条第1項(条例第47条において準用する場合を含む。)の規定による同居の承認(以下この条において「同居の承認」という。)を受けようとする入居者は、県営住宅同居承認申請書(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の県営住宅同居承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 同居させようとする者の収入を証明する書類
- (2) 同居させようとする者の住民票の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、同居の承認を行う場合には、当該同居の承認の申請を行った入居者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、入居者は、入居者又はその同居者に子が出生した場合において、当該出生した子に係る同居の承認を受けようとするときは、次条の規定による県営住宅同居者変更届出書及び当該出生の事実を証明する書類を提出して当該同居の承認を受けることができる。この場合において、知事は、当該同居の承認について特別な理由により承認しないときを除き書面による通知は行わないものとする。

(同居者変更届)

第11条 入居者は、同居者が県営住宅を退去した場合(同居者が死亡した場合を含む。)には、その旨を速やかに県営住宅同居者変更届出書(別記第9号様式)により知事に届け出なければならない。

2 前項の県営住宅同居者変更届出書には、同居者について変更が生じた事実を証明する書類を添付しなければならない。

(氏名変更届)

第12条 入居者は、入居者又はその同居者が婚姻その他の理由によりその氏名を変更した場合には、その旨を速やかに県営住宅入居者等氏名変更届出書(別記第10号様式)により知事に届け出なければならない。

2 前項の県営住宅入居者等氏名変更届出書には、氏名の変更があったことを証明する書類を添付しなければならない。

(入居の承継)

第13条 条例第14条第1項(条例第47条において準用する場合を含む。)の規定による入居の承継の承認(以下この条において「承継の承認」という。)を受けようとする者(以下この条において「承継人」という。)は、入居者が死亡し、又は退去した後、速やかに県営住宅入居承継承認申請書(別記第11号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の県営住宅入居承継承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 入居者と承継人との続柄を証明する書類
- (2) 入居者が死亡した場合にあっては、その事実を証明する書類
- (3) 承継人及びその同居者全員の収入を証明する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、承継の承認を行う場合には、当該承継の承認の申請を行った承継人に対し、その旨を書面により通知するものとする。

4 条例第14条第2項第1号(条例第47条において準用する場合を含む。)に規定する請書は、県営住宅の入居の請書(別記第3号様式)によるものとする。

5 前項の県営住宅の入居の請書には、承継人の印鑑登録証明書並びに連帯保証人の印鑑登録証明書及びその収入を証明する書類その他知事が連帯保証人について次項に規定する資格を具備するか否かについて審査するために必要があると認める書類を添付しなければならない。

6 条例第14条第2項第1号(条例第47条において準用する場合を含む。)の規則で定める資格を有する連帯保証人は、次の各号(知事が特に認める場合にあっては、第2号及び第3号)の資格を具備する者でなければならない。

- (1) 承継人の親族であること。
- (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 確実な保証能力を有すると知事が認める者であること。

(平12規則83・一部改正)

(収入の申告)

第14条 条例第16条第1項(条例第46条第2項において準用する場合を含む。)の規定による収入の申告は、県営住宅入居者収入申告書(別記第12号様式)を毎年度7月31日までに知事に提出して行わなければならない。

2 前項の県営住宅入居者収入申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 入居者及びその同居者全員の収入を証明する書類
- (2) 入居者及びその同居者全員が記載された住民票の写し
- (3) 入居者及びその同居者について第1条の3第4項で定める場合にあっては、その事実を証明する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、知事は、新たに県営住宅に入居した者に係る最初の年度の収入の申告については第2条の規定による県営住宅入居申込書の提出により行わせることができる。

(平19規則85・平24規則8・一部改正)

(収入の額の認定の通知)

第15条 条例第16条第2項(条例第46条第2項において準用する場合を含む。)の規定による収入の額の認定の通知は、収入額認定通知書(別記第13号様式)により行うものとする。ただし、当該通知を条例第27条第1項又は第2項の規定による収入超過者として認定した旨の通知又は高額所得者として認定した旨の通知と併せて行う場合には、第21条又は第22条に規定する通知書により行うものとする。

(収入の額の認定に対する意見の申出)

第16条 条例第16条第3項(条例第46条第2項において準用する場合を含む。)の規定により収入の額の認定に対して意見を述べようとする入居者(以下この条において「意見申出人」という。)は、当該認定の通知があった日の翌日から起算して30日以内に収入額の認定等に対する意見の申出書(別記第14号様式)を知事に提出しなければならない。この場合において、意見申出人は、当該申出書に意見に係る証拠書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の収入額の認定等に対する意見の申出書を受理したときは、受理した日から起算して3月以内に意見申出人の意見の内容を審査するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、当該期間を延長することができる。

3 知事は、第1項の収入額の認定等に対する意見の申出書が同項に規定する期間経過後にされたものであるときその他不適法であるときは当該意見を却下し、意見申出人の意見に



理由がないときは当該意見を棄却し、及び意見申出人の意見に理由があるときは当該意見申出人に係る認定を更正する。

4 前項の場合において、知事は、意見申出人に対し、文書により、審査の結果(意見申出人の意見に理由があるときは認定の更正に係るものを含む。)及びその理由を通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた意見申出人は、第1項の規定により知事に提出した意見に係る証拠書類の返還を求めることができる。

(家賃等の減免又は徴収猶予)

第17条 入居者は、条例第18条(条例第47条において準用する場合を含む。)、第19条第2項(条例第47条において準用する場合を含む。)又は条例第31条第3項において準用する条例第18条の規定により家賃、敷金又は条例第31条第2項に規定する金銭の減免又は徴収の猶予(以下この条において「家賃等の減免又は徴収猶予」という。)を受けようとするときは、県営住宅家賃等減免(徴収猶予)申請書(別記第15号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の県営住宅家賃等減免(徴収猶予)申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 入居者及びその同居者全員の収入を証明する書類

(2) 条例第18条各号に掲げる特別な事情に関しその事実を証明する書類

(3) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、家賃等の減免又は徴収猶予を行う場合には、当該家賃等の減免又は徴収猶予を受けるべき入居者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(一時不在の届出)

第18条 条例第23条(条例第47条において準用する場合を含む。)の規定による一時不在の届出は、県営住宅一時不在届出書(別記第16号様式)により行わなければならない。

(併用の承認)

第19条 条例第25条ただし書(条例第47条において準用する場合を含む。)の規定により、知事は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、県営住宅を住宅以外の用途に併用することを承認するものとする。

(1) 県営住宅を住宅以外の用途に併用しようとする入居者又はその同居者(以下この項において「入居者等」という。)があん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条の規定により、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者であり、かつ、身体障害者福祉法(昭和24年法

律第283号)第4条に規定する身体障害者であって、その者の障害の級別が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級から4級までのいずれかの級別であるものである場合

- (2) 県営住宅をあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業又はきゅう業の施術所(以下この条において「施術所」という。)の用途に併用しようとする場合(入居者等以外の者を雇用してこれらの業を行おうとするときを除く。)
- (3) 県営住宅の構造設備があん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第19号)第25条に規定する基準に適合した施術所の構造設備を備えることができる構造設備である場合
- (4) 県営住宅の管理上支障を生じないと知事が認める場合

2 前項の規定による知事の承認(以下この条において「併用の承認」という。)を受けようとする入居者は、県営住宅併用承認申請書(別記第17号様式)を知事に提出しなければならない。

3 前項の県営住宅併用承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施術者に係るあん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゅう師免許証の写し及び身体障害者手帳の写し
- (2) 施術所の用途に使用する部分を表示した県営住宅の平面図
- (3) あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又は施術所に関して広告を行う場合であって屋外広告物を表示するときは、その屋外広告物を表示する場所を示した位置図
- (4) その他知事が必要と認める書類

4 知事は、併用の承認を行う場合には、当該併用の承認の申請を行った入居者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(模様替え又は増築の承認)

第20条 条例第26条第1項ただし書(条例第47条において準用する場合を含む。)の規定による知事の承認(以下この条において「模様替え又は増築の承認」という。)を受けようとする入居者は、県営住宅模様替え(増築)承認申請書(別記第18号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の県営住宅模様替え(増築)承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 県営住宅の模様替え又は増築に係る工事に関する仕様書及び図面

(2) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、模様替え又は増築の承認を行う場合には、当該模様替え又は増築の承認の申請を行った入居者に対し、その旨を書面により通知するものとする。この場合において、当該書面には、条例第26条第2項に規定する条件を記載するものとする。

(収入超過者としての認定の通知)

第21条 条例第27条第1項の規定による収入超過者として認定した旨の通知は、収入額認定及び収入超過者認定通知書(別記第19号様式)により行うものとする。

(高額所得者としての認定の通知)

第22条 条例第27条第2項の規定による高額所得者として認定した旨の通知は、収入額認定及び高額所得者認定通知書(別記第20号様式)により行うものとする。

(収入超過者又は高額所得者としての認定に対する意見の申出)

第23条 条例第27条第3項の規定により収入超過者としての認定又は高額所得者としての認定に対して意見を述べようとする入居者(以下この条において「意見申出人」という。)は、当該認定の通知があった日の翌日から起算して30日以内に収入額の認定等に対する意見の申出書(別記第14号様式)を知事に提出しなければならない。この場合において、意見申出人は、当該申出書に意見に係る証拠書類を添付しなければならない。

2 第16条第2項から第5項までの規定は、前項の場合について準用する。

(明渡しの期限の延長の申出)

第24条 条例第30条第4項の規定により、同条第1項に規定する県営住宅の明渡しの期限(以下この条において「明渡期限」という。)の延長を申し出ようとする入居者は、県営住宅明渡期限延長申出書(別記第21号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の県営住宅明渡期限延長申出書には、条例第30条第4項各号に掲げる特別の事情に関しその事実を証明する書類を添付しなければならない。

3 知事は、明渡期限を延長する場合には、その旨及び延長後の明渡期限を書面により通知するものとする。

(明渡しの届出)

第25条 条例第38条第1項(条例第47条において準用する場合を含む。)の規定による県営住宅の明渡しの届出は、県営住宅明渡届出書(別記第22号様式)を知事に提出して行わなければならない。

(社会福祉法人等による県営住宅の使用)

第26条 条例第40条の規定による使用の申込みは、社会福祉事業等県営住宅使用承認申請

書(別記第23号様式)を知事に提出して行わなければならない。

2 前項の社会福祉事業等県営住宅使用承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) グループホーム運営等の承認書又は指定書の写し
- (2) 地方公共団体以外の社会福祉法人等にあつては、定款又は寄附行為の写し
- (3) 緊急時の連絡・支援体制を記載した書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、使用の承認を行う場合には、当該使用の申込みを行った社会福祉法人等に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(平14規則45・追加、平26規則56・一部改正)

(事業者の変更)

第27条 社会福祉法人等の合併等により、県営住宅における社会福祉事業等の事業者を変更して引き続き事業を行う場合であつて、当該社会福祉事業等の所轄庁の認可を得たときは、社会福祉法人等は、その旨を書面により知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する届出には、当該合併等に関する所轄庁の認可を証明する書類及び事業を継続する社会福祉法人等に係る前条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 第一項に規定する事業者の変更の届出があつたときは、当該社会福祉法人等に対し使用の承認があつたものとみなす。この場合において、許可の条件は、変更前の条件によるものとする。

(平14規則45・追加、平26規則56・一部改正)

(使用状況の報告)

第28条 県営住宅の適正かつ合理的な管理を行うため、知事は、社会福祉法人等に当該県営住宅に係る使用状況を報告させることができる。

(平14規則45・追加)

(委任)

第29条 第26条から前条までの規定に定めるもののほか、社会福祉法人等の県営住宅の使用に関し必要な事項は、知事が定める。

(平14規則45・追加)

(中堅所得者等の入居者の所得基準)

第30条 条例第45条第1号及び第2号の規則で定める所得の基準は、使用の申込みをした日において15万8,000円以上48万7,000円以下とする。

(平14規則45・旧第26条繰下、平26規則9・一部改正)

(特別の事情のある場合の中堅所得者等の入居者資格)

第31条 条例第45条第2号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 災害により住宅を失った者
- (2) 不良住宅の撤去により住宅を失った者
- (3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第15号に規定する公営住宅建替事業による公営住宅の除却を受けた者
- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却を受けた者
- (5) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却を受けた者
- (6) 前各号に該当する者のほか、知事が特別な事情があると認める者

(平14規則45・旧第27条繰下)

(公営住宅監理員及び県営住宅管理人)

第31条の2 条例第55条第1項の公営住宅監理員(次項において「公営住宅監理員」という。)は、県土整備部都市住宅局建築住宅課及び各振興局建設部(海草振興局建設部を除く。)に置く。

- 2 公営住宅監理員は、公営住宅監理員証(別記第24号様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 条例第55条第3項の県営住宅管理人は、県営住宅に置くものとし、その担当区域は、別に定める。

(平24規則8・追加、平25規則42・一部改正)

(立入検査を行う者の証)

第32条 条例第56条第3項の証明書は、立入検査を行う者の証(別記第25号様式)によるものとする。

(平14規則45・旧第28条繰下・一部改正、平25規則42・平26規則56・一部改正)

(管理の代行)

第33条 条例第57条第1項の規定により市町村又は和歌山県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第1条の3第2項及び第3項、第2条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第11条、第12条、第13条、第19条、第20条、第24条並びに第25条中「知事」とあるのは「市町村の長又は和歌山県住宅供給公社の理事長」と、第31条の2第1項中「県土整備部都市住宅局建築住宅課及び各振興局建設部(海草振興局建設部を除く。)」とあるのは「市町村又は和歌山県住宅供給公社」と読み替えるものとする。

(平18規則45・追加、平24規則8・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(和歌山県営住宅管理規則の廃止)

2 和歌山県営住宅管理規則(昭和45年和歌山県規則第100号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 条例附則第3項の県営住宅又は共同施設(以下「既設県営住宅」という。)については、平成10年3月31日までの間は、第2条から第25条まで及び別記第1号様式から別記第22号様式までの規定は適用せず、旧規則第2条から第12条まで及び別記第1号様式から別記第13号様式までの規定は、なおその効力を有する。

4 条例附則第4項の規定により条例の例によりすることとされている既設県営住宅に係る家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、前項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても、この規則の例によりすることができる。この場合において、第14条第1項中「7月31日」とあるのは、「11月30日」と読み替える。

5 平成10年4月1日前に旧規則の規定によってした手続その他の行為は、この規則の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成12年3月31日規則第83号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年10月24日規則第177号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第37号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第45号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年1月28日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第45号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月1日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年5月1日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年4月1日(次項において「基準日」という。)前に50歳以上である者の県営住宅の入居資格については、この規則による改正後の和歌山県営住宅条例施行規則(以下「新規則」という。)第1条の3第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 県営住宅の入居者が基準日前に50歳以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は基準日前に50歳以上の者である場合における和歌山県営住宅条例第6条第1項第2号に規定する収入の基準については、新規則第1条の3第4項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月29日規則第42号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月21日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年9月30日規則第56号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の3第1項第5号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第31条の2第2項の規定により交付さ

れている公営住宅監理員証は、この規則による改正後の第31条の2第2項の規定により交付された公営住宅監理員証とみなす。

附 則(平成27年3月3日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第45号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第1条の2関係)

(平24規則8・追加、平26規則56・一部改正)

整備項目	整備基準
1 敷地	<p>(1) 県営住宅及び共同施設の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。</p> <p>(2) 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。</p> <p>(3) 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。</p>
2 住棟等	<p>住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。</p>
3 住宅	<p>(1) 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。</p> <p>(2) 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るためのものとして、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。)第5の5の5-1(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置が講じられていなければならない。</p>



	<p>(3) 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るためのものとして、評価方法基準第5の8の8—1(3)イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8—1(3)ロ①cの基準(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあつては、評価方法基準第5の8の8—1(3)ロ①dの基準)及び評価方法基準第5の8の8—4(3)の等級2の基準を満たすこととなる措置が講じられていなければならない。</p> <p>(4) 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るためのものとして、評価方法基準第5の3の3—1(3)の等級3の基準(木造の住宅にあつては、評価方法基準第5の3の3—1(3)の等級2の基準)を満たすこととなる措置が講じられていなければならない。</p> <p>(5) 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるためのものとして、評価方法基準第5の4の4—1(3)及び評価方法基準第5の4の4—2(3)の等級2の基準を満たすこととなる措置が講じられていなければならない。</p>
4 住戸	<p>(1) 県営住宅の一戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。</p> <p>(3) 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るためのものとして、各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6—1(2)イ②の特定建材を使用する場合にあつては、評価方法基準第5の6の6—1(3)ロの等級3の基準を満たすこととなる</p>

	措置が講じられていなければならない。
5 住戸内の各部	住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるためのものとして、評価方法基準第5の9の9—1(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置が講じられていなければならない。
6 共用部分	県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためのものとして、評価方法基準第5の9の9—2(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置が講じられていなければならない。
7 附帯施設	(1) 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。 (2) (1)の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。
8 児童遊園	児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。
9 集会所	集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。
10 広場及び緑地	広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するよう考慮されたものでなければならない。
11 通路	(1) 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。 (2) 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

別記第1号様式(第2条関係)

団地名(記号)	申込区分(○を記入)	住宅番号※	判定(資格調査)
( )	一般	抽選番号 ※	当せん順位 ※
	優先		
	障害者向		
			※ 合否※

県営住宅入居申込書

年 月 日

様

この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(同居人を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

(A)	住所(㊦)	連絡先 自宅・勤務先( )・その他 ( ☎ ) 携帯 ( ☎ )
申込者	フリガナ 氏名 (㊦)	

(B)	フリガナ 氏名	続柄	生年月日 ( M・T・S・H ) 年月日 ( 歳 )	性別 男・女	申込者との同居	配偶者の有無	就職した年月	収入の状況	
								種別(○で囲む。)	年間所得金額合計 円
	(上記申込者)	本人	( M・T・S・H ) 年月日 ( 歳 )	男・女	同居・別居	有・無	年月	給与年金その他	円
			( M・T・S・H ) 年月日 ( 歳 )	男・女	同居・別居	有・無	年月	給与年金その他	円
			( M・T・S・H ) 年月日 ( 歳 )	男・女	同居・別居	有・無	年月	給与年金その他	円
			( M・T・S・H ) 年月日 ( 歳 )	男・女	同居・別居	有・無	年月	給与年金その他	円
			( M・T・S・H ) 年月日 ( 歳 )	男・女	同居・別居	有・無	年月	給与年金その他	円

計算後の月収額 円 (募集のご案内を参照の上、計算してください。)

(C)	住宅に困っている現状	<p>あてはまるものに○印をつけ、記入してください。</p> <p>(1) いま住んでいる住宅の種類 ア 親族の持家 イ 民間賃貸住宅 ウ 社宅・寮 エ 間借り オ その他( )</p> <p>(2) 申込者・県営住宅に入居しようとする者の中に家屋の所有者が ア いる イ いない (注)アに○印をされた方は、県営住宅入居前に所有権を移転する必要があります。</p>	<p>(3) 現在の家族構成 (人(本人を含む。)) 本人・配偶者・子ども・父・母 兄弟姉妹・その他( )</p> <p>(4) 住宅に困っている理由 ア 家賃が高い イ 他の世帯と同居している ウ 正当な理由による立退きの要求を受けている エ 結婚するため( 年 月予定) オ その他( )</p>
-----	------------	---	--

(D)	世帯の人数	あてはまるものに○印をつけてください。
		1 2人以上世帯                      2 単身世帯

(E)	世帯の種類	あてはまるものに○印をつけてください。
		<p>1 高齢者世帯 [ 申込者本人が60歳以上である単身者又は申込者本人が60歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが60歳以上である者又は18歳未満の者であること。 ]</p> <p>2 身体障害者世帯(1級から4級)</p> <p>3 身体障害者世帯(5級・6級)</p> <p>4 精神障害者世帯(1級・2級)</p> <p>5 精神障害者世帯(3級)</p> <p>6 知的障害者世帯(A1・A2・B1)</p> <p>7 知的障害者世帯(B2)</p> <p>8 難病患者世帯</p> <p>9 戦傷病者世帯</p> <p>10 原子爆弾被爆者世帯</p> <p>11 5年以内の海外引揚者</p> <p>12 ハンセン病療養所入所者等世帯</p> <p>13 小学校就学前の子どものいる世帯</p> <p>14 生活保護世帯</p> <p>15 中国残留邦人等に係る支援給付受給者</p> <p>16 母子・父子世帯</p> <p>17 多子世帯(18歳未満の児童を3人以上扶養)</p> <p>18 配偶者からの暴力に係る被害者世帯</p> <p>19 犯罪被害者等世帯</p> <p>20 公共的な事業の施行に伴い立退きの要求を受けた世帯</p> <p>21 東京電力原子力事故被害者世帯</p> <p>22 雇用促進住宅の廃止に伴い退去する世帯</p> <p>23 その他(一般世帯など)</p>

(注) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。  
2 現在別居の方と同居しようとする場合は、(C)住宅に困っている現状の欄(オその他)に理由と現住所を記入してください。

別記第2号様式(第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事  
〔市 町 村 長〕  
和歌山県住宅供給公社理事長

印

県営住宅入居者決定通知書

さきに申込みのあった県営住宅の入居については、あなたを下記県営住宅の入居者として決定したので、和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号)第10条第2項の規定により通知します。

なお、下記に記載された期限までに請書の提出及び敷金の納付の手続をしない場合には、当該入居の決定を取り消すことがあります。

おって、請書の提出及び敷金の納付の手続がされた後に当該県営住宅への入居可能日を通知します。

記

県営住宅の所在地					
県営住宅の団地名及び住宅番号	団地	号棟	階	号室	
家賃	月額				円
入居者及びその同居者	氏名	生	年	月	日
請書の提出期限	年 月 日				
敷金	金 円	納付期限	年 月 日		
その他					

様式作成上の注意

- 1 和歌山県営住宅条例第5章の規定による県営住宅の使用の場合には、本文中「第10条第2項」を「第47条において準用する同条例第10条第2項」に記載を改めること。
- 2 県営住宅が借上げに係るものである場合には、表その他の項に当該県営住宅の借上げの期間の満了時に当該県営住宅を明け渡さなければならない旨を記載すること。

別記第3号様式(第4条、第13条関係)

(表)  
県営住宅の入居の請書

年 月 日

様

- 1 入居決定者( )は、次に掲げる県営住宅への入居に当たり、当該県営住宅の使用に関し和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号。以下「条例」という。)及び和歌山県営住宅条例施行規則(平成9年和歌山県規則第95号。以下「規則」という。)の規定並びに下記事項を堅く守ることを連帯保証人との連署をもって誓約します。

県営住宅の表示 団地 号棟 階 号室  
入居時の家賃の額 月額 円  
敷金の額 円

記

- (1) 県営住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持します。
  - (2) 毎月分の家賃をその月の末日までに納付します。
  - (3) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしません。
  - (4) 団地内において、犬、猫その他の鳥獣類を飼育しません。
  - (5) 条例第20条第1項各号に掲げる費用は、自ら負担するとともに、共益費等の滞納など入居者の共同の利益に反する行為をしません。
  - (6) 毎年度、規則で定めるところにより、知事に対し、入居者及び同居者の収入を申告します。
  - (7) 条例第27条の規定により収入超過者と認定された場合には、県営住宅を明け渡すように努めます。
  - (8) 次に掲げる場合は、あらかじめ知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)の承認を得ます。
    - ア この請書の連帯保証人を変更しようとするとき。
    - イ 同居を認められた者以外の者を同居させようとするとき。
    - ウ 県営住宅の一部を他の用途に併用しようとするとき。
    - エ 県営住宅の様態替え又は増築をしようとするとき。
  - (9) 次に掲げる場合は、知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)に届け出ます。
    - ア 県営住宅に入居したとき。
    - イ 連帯保証人の住所若しくは氏名又はその勤務先に変更があったとき。
    - ウ 同居者が退去(死亡を含む。)したとき又は入居者若しくは同居者に氏名の変更があったとき。
    - エ 県営住宅又は共同施設に修繕(畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕を除く。)の必要が生じたとき。
    - オ 県営住宅又は共同施設に滅失、損傷等の事故が発生したとき。
    - カ 県営住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
    - キ 県営住宅を明け渡そうとするとき。
  - (10) 県営住宅を明け渡すときは、畳の表替え、ふすまの張り替えその他必要な修繕を行い、知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)の指定する職員の検査を受けます。
- 2 連帯保証人甲( )、乙( )及び丙( )は、次の事項を堅く守ります。
- (1) 入居決定者が条例及び規則の規定並びに1の記に掲げる事項に違反した場合には、知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)が行う是正措置及びその指導に協力します。
  - (2) 次に掲げる場合には、入居決定者と連帯してその債務を負担し、又はその行為により生じた修繕若しくは原状回復に要する費用の負担義務その他県に生じた損害を賠償する義務を負うことを承諾します。
    - ア 入居決定者が家賃その他の県営住宅の使用に関し県に支払うべき金銭を滞納したとき。
    - イ 入居決定者が負担すべき県営住宅又は共同施設の修繕に要する費用を支払わないとき。
    - ウ 入居決定者が知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)に無断で県営住宅を立ち退いたとき。
    - エ その他入居決定者が条例及び規則の規定並びに1の記に掲げる事項に違反したとき。
  - (3) 入居決定者が知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)に無断で県営住宅を立ち退いた場合には、入居決定者に代わって県営住宅明渡届出書の提出を行い、及び入居決定者に係る家財等の処分について県に協力します。

(裏)

入居決定者

ふりがな		実		性別	生 年 月 日
氏 名		印			年 月 日
住 所	電話番号( ) —				
勤務先の所在地、名称及び電話番号	電話番号( ) —				
緊急連絡先					
氏 名					
住 所	自 宅の電話番号 ( ) — 勤務先の電話番号 ( ) —				

連帯保証人(甲)

ふりがな		実		入居決定者との続柄	生 年 月 日
氏 名		印			年 月 日
住 所	電話番号( ) —				
勤務先の所在地、名称及び電話番号	電話番号( ) —				

連帯保証人(乙)

ふりがな		実		入居決定者との続柄	生 年 月 日
氏 名		印			年 月 日
住 所	電話番号( ) —				
勤務先の所在地、名称及び電話番号	電話番号( ) —				

連帯保証人(丙)

ふりがな		実		入居決定者との続柄	生 年 月 日
氏 名		印			年 月 日
住 所	電話番号( ) —				
勤務先の所在地、名称及び電話番号	電話番号( ) —				

- 添付書類 1 入居決定者の印鑑登録証明書  
 2 連帯保証人の印鑑登録証明書及びその収入を証明する書類  
 3 その他知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)が必要と認める書類

別記第4号様式(第6条関係)

県営住宅連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

様

住 所 ( 団地 号棟 階 号室)  
氏 名 ( ) 印  
電話番号 ( ) ー

年 月 日付けで知事又は市町村の長若しくは和歌山県住宅供給公社の理事長に提出した県営住宅の入居の請書について、下記のとおり連帯保証人を変更したいので、和歌山県営住宅条例施行規則(平成9年和歌山県規則第95号)第6条第1項の規定により申請します。

記

- 1 県営住宅の団地名及び住宅番号  
団地 号棟 階 号室
- 2 旧連帯保証人の氏名及び新連帯保証人の氏名
  - (1) 旧連帯保証人の氏名
  - (2) 新連帯保証人の氏名
- 3 連帯保証人を変更する理由
- 4 新連帯保証人の請書  
入居者 に関し連帯保証人 は、次の事項を堅く守ります。
  - (1) 入居者が和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号。以下「条例」という。)及び和歌山県営住宅条例施行規則(平成9年和歌山県規則第95号。以下「規則」という。)の規定並びに 年 月 日付けで知事又は市町村の長若しくは和歌山県住宅供給公社の理事長に提出した県営住宅の入居の請書の一の記(以下「一の記」という。)に掲げる事項に違反した場合には、知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)が行う是正措置及びその指導に協力します。
  - (2) 次に掲げる場合には、入居者と連帯してその債務を負担し、又はその行為により生じた修繕若しくは原状回復に要する費用の負担義務その他累に生じた損害を賠償する義務を負うことを承諾します。
    - ア 入居者が家賃その他の県営住宅の使用に関し県に支払うべき金銭を滞納したとき。
    - イ 入居者が負担すべき県営住宅又は共同施設の修繕に要する費用を支払わないとき。
    - ウ 入居者が知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)に無断で県営住宅を立ち退いたとき。
    - エ その他入居者が条例及び規則の規定並びに一の記に掲げる事項に違反したとき。
  - (3) 入居者が知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)に無断で県営住宅を立ち退いた場合には、入居者に代わって県営住宅明渡届出書の提出を行い、及び入居者に係る家財等の処分について県に協力します。

連帯保証人

ふりがな		実		入居者との続柄	生 年 月 日
氏 名		印			年 月 日
住 所	電話番号( ) ー				
勤務先の所在地、名称及び電話番号	電話番号( ) ー				

- 添付書類 1 新連帯保証人の印鑑登録証明書及びその収入を証明する書類  
2 その他知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)が必要と認める書類  
備考 申請者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

別記第5号様式(第7条関係)

県営住宅連帯保証人住所等変更届出書

年 月 日

様

住 所  
( 団地 号棟 階 号室)  
氏 名 ①  
電話番号 ( ) ー

県営住宅の入居の請書に係る連帯保証人の住所、氏名等について、下記のとおり変更があったので、和歌山県営住宅条例施行規則(平成9年和歌山県規則第95号)第7条の規定により届け出ます。

記

1 県営住宅の団地名及び住宅番号

団地 号棟 階 号室

2 変更の内容

変 更 事 項	旧	新
ふ り が な		
氏 名		
住 所		
電 話 番 号	( ) ー	( ) ー
勤 務 先 の 所 在 地 及 び 名 称		
電 話 番 号	( ) ー	( ) ー
変 更 年 月 日	年 月 日	

備考 届出者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。



別記第 6 号様式(第 8 条関係)

第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事  
〔市 町 村 長〕  
和歌山県住宅供給公社理事長

印

県営住宅入居可能日通知書

年 月 日付け第 号であなを入居者として決定した県営住宅について、あなたの和歌山県営住宅条例(平成 9 年和歌山県条例第 42 号)第 12 条第 1 項各号に掲げる手続が完了しましたので、同条例第 12 条第 5 項の規定により、県営住宅への入居可能日を下記のとおり通知します。

記

県営住宅への入居可能日	年 月 日
県営住宅の所在地	
県営住宅の団地名及び住宅番号	団地 号棟 階 号室
注 意 事 項	(1) 入居可能日から 14 日以内に入居してください。その期間内に入居しない場合には、当該入居決定を取り消すことがあります。 (2) 県営住宅に入居した後速やかに、県営住宅入居届出書を提出してください。この場合において、当該届出書には、新住所における入居者及びその同居者全員が記載された住民票の写しを添付してください。

様式作成上の注意

和歌山県営住宅条例第 5 章の規定による県営住宅の使用の場合には、本文中「第 12 条第 1 項各号」を「第 47 条において準用する同条例第 12 条第 1 項各号」に、「第 12 条第 5 項」を「第 47 条において準用する同条例第 12 条第 5 項」に記載を改めること。

別記第7号様式(第9条関係)

県 営 住 宅 入 居 届 出 書

年 月 日

様

住 所

( 団地 号棟 階 号室)

氏 名

㊟

電話番号 ( ) ー

下記のとおり県営住宅に入居しましたので、和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号)第12条第7項の規定により届け出ます。

記

県営住宅の団地名及び住宅番号			団地 号棟 階 号室				
入居年月日	年 月 日	入居後の電話番号 ( ) ー					
入 居 者 及 び そ の 同 居 者	ふりがな 氏 名	生年月日	続柄	性別	職業	勤務先の名称、 所在地及び電話 番号	備考
	.....		本 人 (入居者)			( ) ー	
	.....					( ) ー	
	.....					( ) ー	
	.....					( ) ー	
	.....					( ) ー	
	.....					( ) ー	
	.....					( ) ー	

添付書類 入居者及びその同居者全員が記載された住民票の写し

備考 届出者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式作成上の注意

和歌山県営住宅条例第5章の規定による県営住宅の使用の場合には、本文中「第12条第7項」を「第47条において準用する同条例第12条第7項」に記載を改めること。

別記第 8 号様式(第 10 条関係)

県 営 住 宅 同 居 承 認 申 請 書

年 月 日

様

住 所

( 団地 号棟 階 号室)

氏 名

印

電話番号 ( ) —

下記の者を県営住宅に同居させたいので、和歌山県営住宅条例(平成 9 年和歌山県条例第 42 号)第 13 条第 1 項の規定により申請します。

なお、申請者(同居させようとする者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。

記

1 県営住宅の団地名及び住宅番号

団地 号棟 階 号室

2 同居させようとする者

ふりがな 氏 名	生年月日	入居者との続柄	性別	職業	勤務先の名称、所在地及び電話番号	年間所得金額	備考
					( ) —		
					( ) —		
					( ) —		
					( ) —		

3 同居させようとする日

年 月 日

4 理由

添付書類 1 同居させようとする者の収入を証明する書類

2 同居させようとする者の住民票の写し

3 その他知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)が必要と認める書類

備考 申請者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式作成上の注意

和歌山県営住宅条例第 5 章の規定による県営住宅の使用の場合には、本文中「第 13 条第 1 項」を「第 47 条において準用する同条例第 13 条第 1 項」に記載を改めること。

別記第9号様式(第11条関係)

県営住宅同居者変更届出書

年 月 日

様

住 所

( 団地 号棟 階 号室)

氏 名



電話番号 ( ) -

下記のとおり県営住宅の同居者に変更があったので、和歌山県営住宅条例施行規則(平成9年和歌山県規則第95号)第11条の規定により届け出ます。

記

1 県営住宅の団地名及び住宅番号

団地 号棟 階 号室

2 変更のあった同居人

ふりがな 氏 名	生年月日	入居者との続柄	性別	変更の内容	変更のあった 年 月 日	備考
.....						
.....						
.....						
.....						

添付書類 同居者について変更が生じた事実を証明する書類

備考 届出者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

別記第 10 号様式(第 12 条関係)

県営住宅入居者等氏名変更届出書

年 月 日

様

住 所  
( 団地 号棟 階 号室)  
氏 名 ⑩  
電話番号 ( ) ー

下記のとおり県営住宅の〔入居者  
同居者〕がその氏名を変更したので、和歌山県営住宅条例  
施行規則(平成 9 年和歌山県規則第 95 号)第 12 条の規定により届け出ます。

記

1 県営住宅の団地名及び住宅番号

団地 号棟 階 号室

2 氏名変更の内容

変 更 前		変 更 後	
ふりがな		ふりがな	
氏 名		氏 名	

3 氏名変更の理由

添付書類 氏名の変更があったことを証明する書類

備考 届出者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

別記第 11 号様式(第 13 条関係)

県営住宅入居承継承認申請書

年 月 日

様

住 所  
( 団地 号棟 階 号室)  
承継人氏名 ( ) 印  
電話番号 ( ) ー

県営住宅の入居者が〔死亡退去〕したので、当該入居者と同居していた者として引き続き当該県営住宅に居住いたしたく、下記のとおり和歌山県営住宅条例(平成 9 年和歌山県条例第 42 号)第 14 条第 1 項の規定により入居の承継の承認を申請します。

なお、申請者(同居させようとする者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。

記

1 県営住宅の団地名及び住宅番号

団地名 号棟 階 号室

2 入居者(被承継人)及び入居の承継の承認を申請する者(承継人)

被 承 継 人		承 継 人	
氏 名		氏 名	
入居年月日	年 月 日	同居年月日	年 月 日

3 入居の承継の申請を行う理由

(1) 承継理由

(2) 承継理由が発生した年月日

4 入居の承継の承認を申請する者(承継人)及びその者が同居させようとする者

ふりがな 氏 名	生年月日	続 柄	性別	職業	勤務先の名称、所在地及び電話番号	年間所得金額	備 考
		本人 (承継人)			( ) ー		
					( ) ー		
					( ) ー		
					( ) ー		

添付書類 1 入居者と承継人との続柄を証明する書類

2 入居者が死亡した場合にあっては、その事実を証明する書類

3 承継人及びその同居者全員の収入を証明する書類

4 その他知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)が必要と認める書類

備考 承継人氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式作成上の注意

和歌山県営住宅条例第 5 章の規定による県営住宅の使用の場合には、本文中「第 14 条第 1 項」を「第 47 条において準用する同条例第 14 条第 1 項」に記載を改めること。

別記第 12 号様式(第 14 条関係)

県 営 住 宅 入 居 者 収 入 申 告 書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所  
( 団地 号棟 階 号室)  
氏 名  
電話番号( ) — ⑪

和歌山県営住宅条例(平成 9 年和歌山県条例第 42 号)第 16 条第 1 項の規定により下記のとおり

年の収入について申告します。

整理番号  
入居年月日 年 月 日

入	居	者	番	号	変
事	団地	号棟	階	号室	更
				整理No.	

記

家族 番号	続柄	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	性 別	同居 別居	扶 養 被扶養	勤務先又は事業所 の電話番号 勤務先又は事業所	所得金額	控 除	入 退	入 退 居 年 月 日			裁量 区分
											元号	年	月	
	本人 (入居者)													

- 備考 1 別居配偶者及び別居扶養親族についても記入してください。ただし、所得金額の欄は記入の必要がありません。
- 2 申告者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 添付書類 1 入居者及びその同居者全員の収入を証明する書類  
2 入居者及びその同居者全員が記載された住民票の写し  
3 入居者及びその同居者が身体障害者等<sup>等</sup>和歌山県営住宅条例施行規則第 1 条の 3 第 4 項に定める場合にあっては、その事実を証明する書類
- 4 その他知事が必要と認める書類
- 様式作成上の注意  
和歌山県営住宅条例第 5 章の規定による場合には、「第 16 条第 1 項」を「第 47 条において準用する同条例第 16 条第 1 項」に記載を改めること。

別記第 13 号様式(第 15 条関係)

第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事



収入額認定通知書

和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号)第16条第2項の規定により、年度の家賃に係るあなたの収入(公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。以下同じ。)の額を認定したので、下記のとおり通知します。

記

県営住宅の団地名及び住宅番号	団地	号棟	階	号室
認定年月日	年	月	日	
認定した収入 $\left(\frac{(A)-(B)}{12}\right)$				円
入居者及びその同居者の令第1条第3号に規定する所得額の合計 (A)				円
令第1条第3号イからへまでに掲げられた控除額 (B)				円
認定した収入により算出される家賃の月額				円(年月日から年月日まで)
納付すべき家賃の月額				円(年月日から年月日まで) 円(年月日から年月日まで)
教示 この認定に対し、意見があるときは、この通知があった日の翌日から起算して30日以内に和歌山県営住宅条例第16条第3項の規定に基づき、知事に意見を述べることができます。				

様式作成上の注意

和歌山県営住宅条例第5章の規定による場合には、本文中「第16条第2項」を「第46条第2項において準用する同条例第16条第2項」に、記の表中「第16条第3項」を「第46条第2項において準用する同条例第16条第3項」に記載を改めること。



別記第 14 号様式(第 16 条、第 23 条関係)

収入額の認定等に対する意見の申出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所  
( 団地 号棟 階 号室)  
氏 名 (印)  
電話番号 ( ) ー

さきに 年 月 日付け 第 号で通知のあった 収入額の  
収入超過者としての  
高額所得者としての

認定について、下記のとおり意見があるので、和歌山県営住宅条例(平成 9 年和歌山県条

例第 42 号) 第 16 条第 3 項  
第 27 条第 3 項の規定により申し出ます。

記

認 定 に 係 る 事 項	(1) 県営住宅の団地名及び住宅番号 団地 号棟 階 号室 (2) 入居者の氏名 (3) 認定された収入の額 円 (4) 収入超過者としての認定 有 無 (5) 高額所得者としての認定 有 無
意 見 の 内 容 及 び そ の 理 由	(1) 意見の内容 (2) 理由
意見に係る証拠書類	(1) (2) (3)

備考 申出者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

別記第 15 号様式(第 17 条関係)

県営住宅家賃等減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 ( 団地 号棟 階 号室)  
氏 名 ( ) (印)  
電話番号 ( ) -

和歌山県営住宅条例(平成 9 年和歌山県条例第 42 号。以下「条例」という。) [ 第 18 条  
第 19 条  
第 31 条

第 2 項  
第 3 項において準用する条例第 18 条 ] の規定に基づき、県営住宅の [ 家賃  
敷金  
条例第 31 条第 2 項 ]  
に規定する金銭 ] の [ 減免  
徴収猶予 ] を受けたいので、和歌山県営住宅条例規則(和歌山県規則第 95 号)第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 県営住宅の団地名及び住宅番号  
団地 号棟 階 号室
- 2 申請の内容

区 分	家 賃	敷 金	条例第 31 条第 2 項に規定する金銭
納 付 す べ き 額	年 月分から 年 月分まで 月額 円	円	年 月分から 年 月分まで 月額 円
減 免 申 請 額 徴収猶予	年 月分から 年 月分まで 月額 円	円	年 月分から 年 月分まで 月額 円
徴収猶予を受けようとする期間(徴収猶予の場合のみ記載)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
申 請 理 由			

- 添付書類 1 入居者及びその同居者全員の収入を証明する書類
- 2 生活困窮等の事実を証明する書類
- 3 その他知事が必要と認める書類

備考 申請者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式作成上の注意

和歌山県営住宅条例第 5 章の規定による場合には、本文中 [ 第 18 条  
第 19 条第 2 項  
第 31 条第 3 項において ]  
準用する条例第 18 条 ] を [ 第 47 条において準用する条例第 18 条 ] と、  
[ 第 47 条において準用する条例第 19 条第 2 項 ] と、  
[ 家賃  
敷金  
条例第 31 条第 2 項に規定する金銭 ] を [ 家賃  
敷金 ] に記載を改めること。

別記第 16 号様式(第 18 条関係)

県営住宅一時不在届出書

年 月 日

様

住 所 ( 団地 号棟 階 号室)  
氏 名 ( ) 印  
電話番号 ( ) ー

下記のとおり県営住宅を引き続き 15 日以上使用しないので、和歌山県営住宅条例(平成 9 年和歌山県条例第 42 号)第 23 条の規定により届け出ます。

記

- 1 県営住宅の団地名及び住宅番号  
団地 号棟 階 号室
- 2 県営住宅を引き続き使用しない期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 県営住宅を引き続き 15 日以上使用しない理由
- 4 県営住宅を引き続き 15 日以上使用しない間の当該県営住宅の維持管理の方法
- 5 県営住宅を引き続き 15 日以上使用しない間の入居者及びその同居者の滞在場所並びにこれらの者に対する連絡の方法  
備考 届出者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式作成上の注意

和歌山県営住宅条例第 5 章の規定による場合には、本文中「第 23 条」を「第 47 条において準用する同条例第 23 条」に記載を改めること。

別記第 17 号様式(第 19 条関係)

県営住宅併用承認申請書

年 月 日

様

住 所  
( 団地 号棟 階 号室)  
氏 名 ( ) (印)  
電話番号 ( ) —

県営住宅において下記業務の施術所を開設したいので、県営住宅の併用を承認されたく、和歌山県営住宅条例(平成 9 年和歌山県条例第 42 号)第 25 条ただし書及び和歌山県営住宅条例施行規則(平成 9 年和歌山県規則第 95 号)第 19 条の規定により申請します。

記

県営住宅の団地名及び住宅番号		団地	号棟	階	号室
施術者の氏名等	氏 名		入居者との 続柄		
	免 許 の 種 類	師免許			
	障害名及び障害の級別				
施術所を開設して行おうとする業務の種類		あん摩業・マッサージ業・指圧業・はり業・きゅう業			
施術所の開設予定年月日					
施術所及び施術時間の予定					
施術所の用途に使用する部分		別添平面図のとおり			
業務又は施術所に関する広告の方法					

- 添付書類 1 あん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゅう師免許証の写し  
2 身体障害者手帳の写し  
3 施術所の用途に使用する部分を表示した県営住宅の平面図  
4 業務又は施術所に関する屋外広告物を表示する場所を示した位置図  
5 その他知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)が必要と認める書類

備考 申請者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式作成上の注意

和歌山県営住宅条例第 5 章による県営住宅の使用の場合には、本文中「第 25 条ただし書」を「第 47 条において準用する同条例第 25 条ただし書」に記載を改めること。

別記第 18 号様式(第 20 条関係)

県営住宅模様替え(増築)承認申請書

年 月 日

様

住 所  
( 団地 号棟 階 号室)  
氏 名  
電話番号 ( ) —

下記のとおり県営住宅を模様替(増築)したいので、和歌山県営住宅条例(平成 9 年和歌山県条例第 42 号)第 26 条第 1 項ただし書の規定により承認されたく、下記のとおり申請します。

なお、次の事項を堅く守り、後日異議の申立てはいたしません。

- 1 住宅明渡しの際は、和歌山県営住宅条例第 26 条第 2 項の規定に基づき、自費で撤去して原形に復します。
- 2 模様替え(増築)について取除きの指示があった場合は、即時自費で撤去し、原形に復します。
- 3 工事の施行に際し隣家に迷惑のかからないよう配慮し、既設建物に損害を与えたり、加工したりせず、かつ自立構造とします。

記

- 1 県営住宅の団地名及び住宅番号

団地 号棟 階 号室

- 2 模様替(増築)しようとする内容

模様替え(増築)を行う床面積	m <sup>2</sup>	工事後の用途
模様替え(増築)を行う理由		
工事の仕様		
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで

添付書類 1 工事の仕様書

2 工事の位置図、平面図、立面図及び断面図 各 2 部

3 その他知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)が必要と認める書類

備考 申請者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式作成上の注意

和歌山県営住宅条例第 5 章による県営住宅の使用の場合には、本文中「第 26 条第 1 項ただし書」を「第 47 条において準用する同条例第 26 条第 1 項ただし書」に記載を改めること。

別記第 19 号様式(第 21 条関係)

第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事



収入額認定及び収入超過者認定通知書

和歌山県営住宅条例(平成 9 年和歌山県条例第 42 号。以下「条例」という。)第 16 条第 2 項の規定により、 年度の家賃に係るあなたの収入(公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号。以下「令」という。)第 1 条第 3 号に規定する収入をいう。以下同じ。)の額を認定したので、下記のとおり通知します。

併せて、当該認定した収入が条例第 6 条第 2 号に規定する金額を超え、かつ、あなたが県営住宅に引き続き 3 年以上入居しているので、条例第 27 条第 1 項の規定により、下記のとおりあなたを収入超過者として認定します。

なお、収入超過者として認定された入居者は、条例第 28 条の規定により、県営住宅を明け渡すように努めなければなりません。

記

県営住宅の団地名及び住宅番号	団地 号棟 階 号室
認定年月日	年 月 日
認定した収入 $\left[ \frac{(A) - (B)}{12} \right]$	円
入居者及びその同居者の令第 1 条第 3 号に規定する所得額の合計 (A)	円
令第 1 条第 3 号イからへまでに掲げられた控除額 (B)	円
収入超過者として認定された入居者の氏名	(入居年月日 年 月 日)
認定した収入により算出される家賃の月額	円( 年 月 日から 年 月 日まで)
納付すべき家賃の月額	円( 年 月 日から 年 月 日まで) 円( 年 月 日から 年 月 日まで)
教示 これらの認定に対し、意見があるときは、この通知があった日の翌日から起算して 30 日以内に条例第 16 条第 3 項及び第 27 条第 3 項の規定に基づき、知事に意見を述べることができます。	

別記第 20 号様式(第 22 条関係)

第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事



収入額認定及び高額所得者認定通知書

和歌山県営住宅条例(平成 9 年和歌山県条例第 42 号。以下「条例」という。)第 16 条第 2 項の規定により、 年度の家賃に係るあなたの収入(公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号。以下「令」という。)第 1 条第 3 号に規定する収入をいう。以下同じ。)の額を認定したので、下記のとおり通知します。

併せて、あなたは最近 2 年間引き続き令第 9 条に規定する基準を超える高額の収入があり、かつ、県営住宅に引き続き 5 年以上入居しているので、条例第 27 条第 2 項の規定により、下記のとおりあなたを高額所得者として認定します。

なお、高額所得者と認定された入居者は、条例第 30 条の規定により、県営住宅の明渡しの請求を受けることになります。明渡しの請求を受けた場合において、明渡しの期限が到来したときは、県営住宅を明け渡さなければなりません。

記

県営住宅の団地名及び住宅番号	団地 号棟 階 号室
認定年月日	年 月 日
認定した収入 $\left(\frac{(A) - (B)}{12}\right)$	円
入居者及びその同居者の令第 1 条第 3 号に規定する所得額の合計 (A)	円
令第 1 条第 3 号イからへまでに掲げられた控除額 (B)	円
高額所得者として認定された入居者の氏名	(入居年月日 年 月 日)
認定した収入により算出される家賃の月額	円( 年 月 日から 年 月 日まで)
納付すべき家賃の月額	円( 年 月 日から 年 月 日まで) 円( 年 月 日から 年 月 日まで)
教示 これらの認定に対し、意見があるときは、この通知があった日の翌日から起算して 30 日以内に条例第 16 条第 3 項及び第 27 条第 3 項の規定に基づき、知事に意見を述べることができます。	

別記第 21 号様式(第 24 条関係)

県営住宅明渡期限延長申出書

年 月 日

様

住 所  
( 団地 号棟 階 号室)  
氏 名 (印)  
電話番号 ( ) ー

和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号)第30条第1項の規定により高額所得者として県営住宅の明渡請求を受けましたが、特別の事情があるので、下記のとおり明渡しの期限を延長していただきたく、同条第4項の規定により申し出ます。

記

県営住宅の団地名及び住宅番号	団地	号棟	階	号室
明渡しの請求を受けた日	年	月	日	
明渡しの期限とされた日	年	月	日	
延長を希望する明渡しの期限	年	月	日	
延長の申出の理由				

添付書類 延長の申出の理由を証明する書類

備考 申出者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。



別記第 22 号様式(第 25 条関係)

県 営 住 宅 明 渡 届 出 書

年 月 日

様

住 所  
( 団地 号棟 階 号室)  
氏 名 (印)  
電話番号 ( ) —

下記のとおり県営住宅を明け渡しますので、和歌山県営住宅条例(平成 9 年和歌山県条例第 42 号)第 38 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

県営住宅の団地名及び住宅番号	団地 号棟 階 号室
明 渡 年 月 日	年 月 日
転 出 先	住 所 電話番号 ( ) —
用途変更、模様替え又は増築の有無	有(内容: )無

※ 検査者意見	年 月 日 明渡確認 (印)
---------	----------------

備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 届出者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式作成上の注意

和歌山県営住宅条例第 5 章の規定による県営住宅の使用の場合には、本文中「第 38 条第 1 項」を「第 47 条において準用する同条例第 38 条第 1 項」に記載を改めること。

別記第23号様式(第26条関係)

社会福祉事業等県営住宅使用承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

主たる事務所  
の所在地  
名 称  
代表者氏名  
電 話 番 号  
印

社会福祉事業等を実施するため、下記のとおり県営住宅の使用を希望するので、承認を申請します。

記

県営住宅の所在地					
県営住宅の住宅番号		県営住宅	団地	号棟	階 号室
使用の目的					
使用申請期間		年 月 日から 年 月 日まで			
利 用 予 定 者	ふりがな 氏 名	生年月日	性別	現 住 所	障害の程度
指 導 員 等	氏 名	現 住 所		電話番号	援助の形態
連 携 施 設	施 設 名 称		所 在 地		電話番号

- 注意事項
- 1 「使用の目的」の欄には、公営住宅法第45条第1項に定める事業の種別、グループホーム名称等を記載すること。
  - 2 「障害の程度」の欄には、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の等級、障害基礎年金の級別等を記載すること。
  - 3 「援助の形態」の欄には、指導員等の同居・通いの別を記載すること。
  - 4 連携施設は、申請者以外の協力医療機関、福祉施設等を記載すること。
- 添付書類
- 1 グループホーム運営等の承認書又は指定書の写し
  - 2 地方公共団体以外の社会福祉法人等にあっては、法人登記簿謄本の写し
  - 3 緊急時の連絡・支援体制を記載した書類
  - 4 その他知事が必要と認める書類

別記第24号様式(第31条の2関係)

(表)

6 セ ン チ メ ー ト ル	第 号
	公営住宅監理員証
	所 属 名
	職 氏 名
	生 年 月 日
	上記の者は、和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号)第55条第1項に規定する公営住宅監理員であることを証明する。
	年 月 日交付
	任命権者 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>
	----- 8センチメートル -----

(裏)

和歌山県営住宅条例(抜粋)
(公営住宅監理員及び県営住宅管理人)
第55条 知事は、法第33条第1項の規定に基づき、県営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、公営住宅監理員を置くものとする。
2 公営住宅監理員は、知事がその職員のうちから任命する。 (管理の代行)
第57条 知事は、法第47条第1項の規定により、県営住宅又は共同施設の管理(中略)を市町村又は和歌山県住宅供給公社に行わせることができる。
2 知事は、前項の規定により県営住宅又は共同施設の管理を行わせる場合においては、次に掲げる権限を市町村又は和歌山県住宅供給公社に行わせることができる。 (17) 第55条第2項の規定により公営住宅監理員を任命し、又は同条第3項の規定により県営住宅管理人を置くこと。
3 第1項の規定により市町村又は和歌山県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第3章、第6章及び第55条の規定の適用については、これらの規定(中略)中「知事」とあるのは「市町村の長又は和歌山県住宅供給公社の理事長」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別記第 25 号様式(第 32 条関係)

(表)

6 センチ メートル	第 号
	立入検査を行う者の証
	所 属 名
	職 氏 名
	生年月日
	上記の者は、和歌山県営住宅条例(平成 9 年和歌山県条例第 42 号)第 56 条第 1 項の規定により、県営住宅の検査をする職員であることを証明する。
	年 月 日交付
	和歌山県知事 印
	----- 8センチメートル -----

(裏)

和歌山県営住宅条例(抜粋)
(立入検査)
第 56 条 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、公営住宅監理員又は知事の指定した職員に県営住宅の検査をさせ、又は県営住宅の入居者に対して適当な指示をさせることができる。
2 前項の検査において、現に居住の用に供している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
3 第 1 項の規定により検査に当たる者は、規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別記第1号様式(第2条関係)

(平19規則85・全改、平21規則49・平26規則9・平28規則45・一部改正)

別記第2号様式(第3条関係)

(平18規則45・一部改正)

別記第3号様式(第4条、第13条関係)

(平18規則45・一部改正)

別記第4号様式(第6条関係)

(平12規則83・平18規則45・一部改正)

別記第5号様式(第7条関係)

(平12規則83・平18規則45・一部改正)

別記第6号様式(第8条関係)

(平18規則45・一部改正)

別記第7号様式(第9条関係)

(平12規則83・平18規則45・一部改正)

別記第8号様式(第10条関係)

(平12規則83・平18規則45・平19規則85・一部改正)

別記第9号様式(第11条関係)

(平12規則83・平18規則45・一部改正)

別記第10号様式(第12条関係)

(平12規則83・平18規則45・一部改正)

別記第11号様式(第13条関係)

(平12規則83・平18規則45・平19規則85・一部改正)

別記第12号様式(第14条関係)

(平12規則83・平12規則177・平24規則8・平25規則42・一部改正)

別記第13号様式(第15条関係)

(平26規則9・一部改正)

別記第14号様式(第16条、第23条関係)

(平12規則83・平25規則42・一部改正)

別記第15号様式(第17条関係)

(平12規則83・平25規則42・一部改正)

別記第16号様式(第18条関係)

(平12規則83・平18規則45・一部改正)

別記第17号様式(第19条関係)

(平12規則83・平18規則45・一部改正)

別記第18号様式(第20条関係)

(平12規則83・平18規則45・一部改正)

別記第19号様式(第21条関係)

(平26規則9・一部改正)

別記第20号様式(第22条関係)

(平26規則9・一部改正)

別記第21号様式(第24条関係)

(平12規則83・平18規則45・一部改正)

別記第22号様式(第25条関係)

(平12規則83・平18規則45・一部改正)

別記第23号様式(第26条関係)

(平14規則45・追加)

別記第24号様式(第31条の2関係)

(平24規則8・追加、平25規則42・平26規則56・一部改正)

別記第25号様式(第32条関係)

(平14規則45・旧別記第23号様式繰下・一部改正、平24規則8・旧別記第24号様式繰下、平25規則42・一部改正)